

## 第9章 雑 則

(書類及び帳簿等の備え付け)

第 37 条 この会は、事務所に次の各号に掲げる書類及び帳簿を備え付けておかなければならない

- ・ 規約
- ・ 認可に関する書類
- ・ 役員に関する書類
- ・ 会員に関する書類
- ・ 会議議事録
- ・ 会員名簿
- ・ 資産台帳
- ・ 収入及び支出に関する帳簿及び証拠書類
- ・ 各事業年度末の財産目録及び収支決算書
- ・ 事業計画書及び収支予算書
- ・ その他必要な書類及び帳簿

(細 則)

第 38 条 役員会は、この規約を実施するに当たって、必要がある場合には、細則を定めることができる。役員会は、細則を定めたときは、次の総会において報告し承認を得なければならない。

附 則

(施行期日)

1. この規約は、平成7年9月10日から施行する。  
この規約は、平成21年4月1日から施行する。

(旧規約の廃止)

2. 旧規約(昭和41年2月施行)は、廃止する。  
旧規約(昭和7年9月10日施行)は、廃止する。

(経過設置)

3. この規約の施行に伴う経過措置については、役員会の議決を得て別に定める。

別表 1

川口市大字新堀の全域	川口市大字峯 1 番地
川口市大字峯 4 番地～6 番地	川口市大字峯 365 番地
川口市大字峯 691 番地	川口市大字峯 694 番地
川口市大字峯 696 番地～699 番地	川口市大字峯 701 番地～703 番地
川口市大字峯 705 番地～706 番地	川口市大字峯 708 番地
川口市大字峯 710 番地～713 番地	川口市大字峯 718 番地～719 番地
川口市大字峯 722 番地	川口市大字峯 724 番地～726 番地
川口市大字峯 729 番地～731 番地	川口市大字峯 734 番地～735 番地
川口市大字峯 748 番地～749 番地	川口市大字榛松 643 番地
川口市大字榛松 647 番地～649 番地	川口市大字榛松 677 番地～679 番地
川口市大字榛松 685 番地～687 番地	川口市大字榛松 695 番地